

令和 7 年度  
千葉地方最低賃金審議会  
第 2 回特別小委員会  
議事録

令和 7 年 8 月 25 日  
9 : 2 5 ~ 1 0 : 2 5  
千葉労働局 1 階会議室

令和7年度  
千葉地方最低賃金審議会  
第2回特別小委員会

1 日時 令和7年8月25日（月）9：25～10：25

2 場所 千葉労働局1階会議室

3 出席者（委員）

公益委員

大竹委員、小野委員、村上委員

労働者側委員

岡田委員、田中委員、中島委員

使用者側委員

高橋委員、古山委員

4 議題

（1） 特定最低賃金の決定（新設）及び改正決定の必要性について

（2） その他

5 議事内容

（委員長）

ただいまから、令和7年度第2回特別小委員会を開催いたします。

はじめに、事務局から本日の特別小委員会の成立について報告をお願いします。

（賃金室長補佐）

本日は、使用者側委員1名が所用により欠席されとの連絡を受けております。

従いまして、公益委員3名、労働者側委員3名、使用者側委員2名、計8名の出席をいただいておりますので、本日の特別小委員会は有効に成立しております。

（委員長）

ありがとうございます。

審議に入る前に、事務局から配付資料が用意されていますので、説明をお願いいたします。

(賃金室長)

配付させていただきました資料についてご説明いたします。

まず、「特定最低賃金の件名について」という第1回特別小委員会でお配りしました資料のコピーをご覧ください。

第1回特別小委員会におきまして、最低賃金の件名については、呼称を使うことについてご承諾いただいておりますので、事務局作成の資料につきましても、こちらに記載のとおり呼称で記載をさせていただきます。

次に、資料1ですが、千葉県における特定最低賃金の申出一覧表です。

今年度は、ご覧のとおり1業種の新設と7業種の改正について申出がなされているところでございます。

特定最低賃金は、地域別最低賃金より高い額で決定するものでなければならない旨、最低賃金法第16条に定めがございます。

この点、8月7日に千葉地方最低賃金審議会は、令和7年度の千葉県最低賃金を1,140円として答申されたところです。

「特定最低賃金の申出一覧表」の、(a)労働協約等の賃金の最低額がございしますが、こちらに記載していますとおり、協約などが千葉県最低賃金の答申の額の1,140円を上回っているのは件名などを申し上げますと、鉄鋼業が1,266円、一般機械器具製造業が1,154円、電気機械器具製造業が1,198円、自動車小売業が1,171円の4業種が、千葉県最低賃金の1,140円を上回っております。

一方、1,140円を下回っている最低賃金は、新設の総合スーパーマーケット、改正決定の調味料製造業、精密機械器具製造業、各種商品小売業の4業種となっております。

次に、資料No.2「千葉県最低賃金・特定最低賃金（協約額など）の推移」でございします。

こちらは、特定最低賃金の改正の申出をいただいた業種の令和元年からの経緯が記載されております。

例として鉄鋼業をご覧くださいますと、ピンク色の金額がその年度の改定額、黄色のセルが協約額、薄緑のセルが県最賃と協約額との差の金額でございします。

審議の参考としていただきますようお願いいたします。

続いて、「目安答申後の地方最低賃金審議会における審議の流れ」を簡単に説明します。

こちらは、中央最低賃金審議会の答申において配付された資料でございします。

4頁でございしますが、先ほど申し上げましたとおり、特定最低賃金は地域別最

低賃金より高い額で決定するものでなければならない旨、最低賃金法第 16 条に定めがございます。

5 頁ですが、特定最賃の決定・改正・廃止までの流れについて上の段の薄紫の必要性答申とあり、同じページの下の方に特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性や、金額審議については全会一致の議決に至るよう努力するものとされております。

こちらは、昭和 57 年及び平成 14 年の答申の中央最賃審議会の答申によるものです。

続いて、10 頁ですが、平成 14 年度の中央最低賃金審議会「産業別最低賃金制度全員協議会報告」でございます。

特定最賃の新設・決定につきましては、労使のイニシアチブによるものとされているものです。

11 頁は、厚生労働省労働基準局賃金課作成の参考事例であり、好事例、不十分な事例などをまとめているので、ご確認くださいませようお願いします。

資料の説明は以上です。

(委員長)

ありがとうございます。

ただいまの事務局からのご説明で何かご質問などは、いかがでしょうか。

《ありません。旨の声》

(委員長)

それでは、質問などないようですので、議題（１）「特定最低賃金の新設及び改正決定の必要性について」に入ります。

8 月 4 日に開催されました第 1 回特別小委員会においては、6 業種、4 名の方から意見陳述が行われました。

これについて、労使双方は、一旦持ち帰ってご検討をいただくということになっておりました。

これから、それぞれ別室で協議を行う時間を取ることができますが、いかがでしょうか。

《必要ありません。旨の声》

(委員長)

それでは、必要ないとのことですので、使用者側からご意見を頂戴したいと思います。

(使用者代表委員)

それでは、使用者側から説明させていただきます。

先日の第1回特別小委員会場で意見陳述をいただいた、6業種含めまして8業種の必要性について検討してまいりました。

先ほど、事務局からの説明のありました資料No.1、こちらの表をご覧くださいまして、まず、改正決定から説明したいと思います。

1番目の調味料製造業でございますけれども、先ほどご説明がございましたとおり、労働協約額が1,076円ということで、これは、先日決定いたしました新しい千葉県最低賃金の1,140円を下回っておりますので、改定の「必要性はない。」と考えております。

次に、2番目の鉄鋼を飛ばしまして、3番目の一般機械器具製造業。

こちらにつきましては、協約額については1,154円ということで地域別最低賃金を上回っておりますけれども、14円ほど上回っているに留まっているということ、また、申出者が代表する労働者数の割合が33.6%ということで、約3割程度に留まっているということを考えまして、改定の「必要性はない。」と考えております。

次に、4番目の電気機械器具製造業を飛ばささせていただきますと、5番目の精密機械器具製造業ですが、こちらにつきましては、先ほど事務局から説明のありましたとおり、協約額が1,132円ということで、地域別最低賃金の1,140円を下回っております。

また、一般機械器具製造業と同じように申出の割合も3割程度に留まっているということも踏まえまして、改定の「必要性なし。」とさせていただければと思います。

それから、6番目の各種商品小売業です。

こちら、先日意見陳述もいただいて、いろいろご事情は理解したつもりでございますけれども、協約額が1,135円ということで、地域別最低賃金を下回る結果となっておりますので、改定の「必要性はない。」と考えておりまして、新設の総合スーパーマーケットについてもこれも同じ結論でございます。

それから、一番下の自動車小売業です。

こちらにつきましては、労働協約等の最低額が地域別最低賃金を31円上回ることになります。

最近、特に国内の新車販売の状況ですとか、それから、トランプ関税の影響に

よる自動車業界全体を取り巻く経営環境といたしますか、こちらが不透明になっていることを踏まえる中で、継続的に改定を検討していく、という必要性をなかなか見出しにくいのではないかと、ということが一つございます。

また、先日の意見陳述の中で、整備士の方等を含めた人手不足の話がございました。

こちら人手不足につきましては、あらゆる業種で今後といたしますか、足下及び今後の課題となっている、ということからここだけ特段焦点を当てて、という必要性はないのではないかと感じております。

したがって、今年度も特段の改定の「必要性はない。」と考えております。

次に、2番目の鉄鋼業についてでございます。

今年度の地域別最低賃金が1,140円ということで、鉄鋼業の協約額につきましては1,266円ということでございますので、地域別最低賃金との乖離ということで見れば126円ということで、幅としては相応にあるということだと思っております。

ただ、鉄鋼業も中国のダンピングの影響ですとか、そういったものが続いておりますし、全体としては業績面、経営環境面は非常に厳しいと伺っておりますので、実際どうなるかは分かりませんが、理論上は今申し上げましたとおり、引き続き改定の検討をしていくという、「必要性はあり。」としても問題ないのではないかと考えているところであります。

それから、4番目の電気機械器具製造業関係でございます。

こちらにつきましては、協約額を見ていただきますと1,198円ということでございます。

電気機械器具製造業関係については、特定最賃が一旦県最賃を下回るという状況が今年を含めて4年連続で続いてきていると思っております。

ただ、理論上は今年の協約額が1,198円ということで、今年度の県最賃1,140円を58円上回っておりますので、このため、理論上の改定余地はないわけではない、というふうに判断をいたしまして、改定の「必要性あり。」ということにしてよろしいのではと考えているところでございます。

以上によりまして、本年度使用者側としましては、鉄鋼業と電気機械器具製造業関係の2業種について、「必要性あり。」と考えているところでございます。

説明は、以上になります。

(委員長)

ありがとうございました。

今の使用者側からの意見に対して、労働者側から意見を頂戴いたします。

(労働者代表委員)

それでは、労働者側からの考え方をお伝えしたいと思います。

まずは、改めて第1回特別小委員会におきまして、意見陳述の機会を設けていただいたことと合わせまして、第2回の特別小委員会で判断する、という審議の進め方についてご理解いただきましたことについて感謝を申し上げたいと思います。

また、「必要性あり。」の判断をいただいた2業種について、ご理解いただいたことに感謝を申し上げたいと思います。

あと、協約額が改正後の千葉県最低賃金を下回る業種につきましては、これは致し方ないと言いますか、次年度に向けて「必要性あり。」となるよう協定額の引上げに努めていく、ということで準備を進めていきたいと考えています。

それ以外の「必要性あり。」と判断いただけなかった業種につきましては、使用者側にて、本日まで精査していただいた結果である、ということで受け止めたとは考えますけれども、特定最低賃金の基本的なことは、やはり労働者側としては当該労使でしっかりと議論する場として審議に入れるように「必要性あり。」としていただきたいとは考えております。

使用者側からは「必要性なし。」ということで、大変残念でありますけれども、労働者側として次年度に向けて「必要性あり。」となるように納得できるデータなどを揃えて準備を進めていきたいと考えております。

最後に専門部会に入る2業種の金額審議につきましては、当該業種の中でしっかり協議していただくようお願いしたいと考えております。

労働者側からは以上になります。

(委員長)

ただいまの労働者側からの意見に対して、使用者側から何かご意見ありますか。

《ありません。旨の声》

(委員長)

そうしますと、鉄鋼業と電気機械器具製造業関係については、全会一致で「必要性あり。」ということになりましたので、今後、専門部会で金額審議に入ることとなります。

協約額を下回っているものについては、仕方ないですが、上回っている業種については、労働者側としては「必要性あり。」の希望はあるけど、今回はよろしいということでしょうか。

(労働者代表委員)

地域別最低賃金を上回っている業種については、理論上は金額審議の対象となり得ると言えますが、使用者側委員のご説明のとおりには様々な事情がそれぞれの業界であると思っております。

使用者側の分析については、否定はしないのですが、理論上は金額審議ができますので認めていただきたいのですが、全会一致の原則がありますので、今回の使用者側の結論については受け止めさせていただきます。

(委員長)

わかりました。

それでは、全会一致が原則となりますので、当特別小委員会の結論としては、まず、新設の総合スーパーマーケットと改正7業種のうちの3業種、調味料、精密機械器具製造業関係、各種商品小売業については、協約額などが千葉県最低賃金を下回っていることから「必要性あり。」とすることはできない。

次に、改正の7業種のうち、自動車小売業と一般機械器具製造業関係の2業種については、全会一致とはなりませんので、「必要性あり。」とすることはできない。

最後に、鉄鋼業と電気機械器具製造業の2業種については、全会一致で「必要性あり。」となりました。

よろしいでしょうか。

《異議なし。結構です。旨の声》

(委員長)

それでは、本日の特別小委員会の審議結果は、特別小委員会運営規定第11条に基づき、この後に開催予定の第446回本審議会に報告することといたします。

これから報告書案を用意いたしますので、しばらくお待ちください。

《報告書案の配付》

(委員長)

それでは、確認のため、事務局から朗読をお願いいたします。

(賃金指導官)

《報告書案の朗読》

(委員長)

ありがとうございました。ただいまの報告書案のとおり審議会に報告してよろしいでしょうか。

《はい。結構です。旨の声》

(委員長)

それでは、ご了承いただきましたので、この後に開催される本審議会に報告いたします。

続きまして、特定最低賃金の改正審議の手續についてご確認いただきたいと思います。

8月1日に、千葉労働局長から特定最低賃金の改正及び新設に係る必要性の有無についての諮問を受けておりました。

本日の小委員会の審議結果は、この後に開催される第446回本審議会に報告されます。

本審議会においても、特定最賃の改正及び新設について審議され、その結果、必要性の有無については答申が行われるという予定になっております。

そして、答申を行いますと、「必要性あり。」とされた2業種については、金額改正に係る諮問が行われることになります。

その後、専門部会が設置され、金額審議が行われることになります。

以上のとおりでございますので、皆様、ご承知おきのほどよろしくお願いいたします。

次に、本日の審議会議題(2)その他ですが、委員の皆様何かご発言とかはございますか。

《ありません。旨の声》

(委員長)

事務局から何かありますでしょうか。

(賃金室長)

ありません。

(委員長)

それでは、以上をもちまして特別小委員会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。